

幼児教育・保育無償化の対象と範囲

年齢	世帯の状況		利用施設・事業	必要な手続き	無償化後の利用料
	保育の必要	課税状況			
3歳～5歳 (満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前)	保育の必要性あり	-	保育所 認定こども園(保育部分) 	手続き不要	保育料が0円
			新制度幼稚園 ^{※1} 認定こども園(教育部分) ^{※1} 	施設等利用給付認定の手続きが必要 (保育の必要性の認定)	保育料が0円 預かり保育利用料を月額上限11,300円まで給付(償還払い)
			新制度未移行幼稚園 ^{※1} 	施設等利用給付認定の手続きが必要	保育料を月額上限25,700円まで給付(償還払い) 預かり保育利用料を月額上限11,300円まで給付(償還払い)
			認可外保育施設等 ^{※2} 	施設等利用給付認定の手続きが必要	利用料を月額上限37,000円まで給付(償還払い)
	保育の必要性なし	-	新制度幼稚園 ^{※1} 認定こども園(教育部分) ^{※1} 	手続き不要	保育料が0円
			新制度未移行幼稚園 ^{※1} 	施設等利用給付認定の手続きが必要	保育料を月額上限25,700円まで給付(償還払い)
			認可外保育施設等 ^{※2} 	-	無償化対象外 

※1 幼稚園、認定こども園(教育部分)の保育料については、満3歳になった時から対象

※2 認可外保育施設等には、認可外保育施設(ベビーシッター含む)、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を含む。

年齢	世帯の状況		利用施設・事業	必要な手続き	無償化後の利用料
	保育の必要	課税状況			
0歳～2歳 (0歳から満3歳になった後の最初の3月31日まで)	保育の必要性あり	課税世帯	保育所 認定こども園(保育部分) 小規模保育事業 事業所内保育事業 	-	無償化対象外 
			幼稚園の預かり保育 		
			認可外保育施設等 		
	保育の必要性なし	-	保育所 認定こども園(保育部分) 	手続き不要	保育料が0円 (吹田市では実施済)
			幼稚園の預かり保育 ^{※3} 	施設等利用給付認定の手続きが必要	預かり保育利用料を月額上限16,300円まで給付(償還払い)
			認可外保育施設等 ^{※2} 	施設等利用給付認定の手続きが必要	利用料を月額上限42,000円まで給付(償還払い)
保育の必要性なし	-	幼稚園の預かり保育 	-	無償化対象外 	
		認可外保育施設等 	-	無償化対象外 	

※2 認可外保育施設等には、認可外保育施設(ベビーシッター含む)、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を含む。

※3 満3歳になった時から最初の3月31日までの子供が対象